

令和4年2月

お客さま各位

飯能信用金庫

「未利用口座管理手数料」適用対象口座の変更について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、「未利用口座管理手数料」を新設し、令和3年4月1日（木）以降に新規開設した普通預金口座に導入することといたしましたが、令和3年3月31日（水）以前に開設された口座にも本取扱いの適用を開始させていただきます。

未利用口座管理手数料は、2年以上ご利用されていない普通預金口座に対して適用させていただくものであり、日頃から入出金や口座振替等のお取引をいただいているお客さまの普通預金口座が対象となることはございません。

今後ともお客さまへのサービス維持・向上に一層努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象口座

【 現在 】 令和3年4月1日（木）以降に開設された口座

【 変更後 】 令和3年3月31日（水）以前に開設された口座を含む、すべての普通預金口座（決済用普通預金を除きます）および総合口座

2. 概要

「未利用口座」の対象となる口座	最後のお預入れまたは払戻し（利息決算でのお利息および未利用口座管理手数料の引落しを除く）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない普通預金口座 ・令和3年4月1日以降、2年以上入出金等がない口座
手数料金額	年間1,320円（税込）
未利用口座に対する取扱い	(1) お客さまの口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文章を郵送します。 (2) 文章発送後、一定期間（3ヶ月）経過後にもお取引がない場合、本手数料を引落しさせていただきます。 (3) 手数料徴求時に口座残高が本手数料に満たない場合は、残高全額を本手数料の一部としていただき、当該口座を自動的に解約させていただきます。 (4) 本手数料のご返金および解約口座の再利用はできません。

以上